内閣衆質一五四第一六六号

平成十四年九月十日

国 務 大 臣 福内閣総理大臣臨時代理

田

康

夫

衆議院議長綿貫民輔殿

衆議院議員北川れん子君提出青森県六ヶ所村を国際熱核融合実験炉 (I T E R) の候補地とする政府決定

に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員北川れん子君提出青森県六ヶ所村を国際熱核融合実験炉 Î T E R の候補地とする政府

決定に関する質問に対する答弁書

## 一の (一) について

地

原子力発電から発生する使用済燃料の再処理やプルトニウム利用に関する考え方は、 それぞれの国又は

域のエネルギー情勢を取り巻く経済的、社会的な事情等により異なっており、現在、

フランス、

ロシア

等においては、 使用済燃料の再処理やプルトニウム利用を行っている。 エネルギー資源に乏しい我が国で

は、 原子力発電のエネルギー供給システムに対する貢献を一層確かなものにするため、 使用済燃料を再処

ため、 理し、 諸外国における使用済燃料の再処理やプルトニウム利用に関する考え方等を踏まえつつ、 回収されるプルトニウム、ウラン等を有効に利用していくことを基本的な考え方としており、 技術的知 この

見を有する国等と、 原子力研究開発機関間の国際共同研究等の国際協力を適切に進めていくこととしてい

#### 一の(三)について

る。

青森県六ヶ所村にある日本原燃株式会社の再処理施設の安全性については、 核原料物質、 核燃料物質及

\_.

十 び原子炉の規制に関する法律 ルトであって、 般公衆への影響が適切に評価されていること等を確認している。 確保対策が講じられていること、なお念のために異常事象が発生した場合を想定し、その場合における一 審査指針に照らし、 に万全を期することとしている。また、 シーベルトを下回っていることを確認しており、 -四条第 のうち一般公衆の放射線被ばくが最大となる臨界事象においても、 項の規定により再処理事業の事業指定を行う際に、 一般公衆の著しい放射線被ばくのリスクの有無を判断する上での目安とされている五ミリ 再処理施設の基本的な設計において多重防護の考え方が適切に採用され、 (昭和三十二年法律第百六十六号。 再処理事業に要する資金の確保や放射性廃棄物の対策については、 再処理施設が試運転を開始した後においても安全規制等 原子力安全委員会が定めた再処理施設 具体的には、火災、 以下「原子炉等規制法」という。) その評価値は約○・五七ミリシーベ 爆発等の各種異常事 所要の安全 第 四

機器については実機大の試作を行うなどしており、 事業者が自らの責任において行うことが原則であると考えている。 能性の実証を行う計画 国際熱核融合実験炉 (以下「ITER」という。) により核融合エネルギーの科学的及び技術的実現可 (以下「ITER計画」という。)では、 建設コストの見積りを行っている。また、 詳細な工学設計を行うとともに、 ITERか

十年五月二十八日原子力委員会原子力バックエンド対策専門部会報告書) ら発生する低レベル放射性廃棄物は、 R I ・研究所等廃棄物処理処分の基本的考え方について」 等に示された方針に基づいて ( 平成

## 二の(一)について

現在の技術によって処分することが可能であると考えている。

TERの安全確保を考えるに当たって、原子力災害対策特別措置法 成物のような高放射性物質が生まれないため放射性物質の崩壊熱の密度は小さいことなどを考慮して、 混入したりすると反応が終息する性質があり、 核融合反応が、核分裂のような連鎖反応ではなく、プラズマの粒子密度や圧力の限界を超えたり不純物が 「ITERの安全規制のあり方について」(平成十四年六月三日原子力安全委員会決定)においては、 核的暴走の危険がないことや、反応生成物として核分裂生 (平成十一年法律第百五十六号) 第二 Ι

いずれにせよ原子力安全委員会は、 ITERに係る事故等に関する検討を十分に行い、前述の決定に至 条第一号に規定する原子力災害のような事態を想定する必要はないと考えるとしたものである。

ったものであり、従来の政府の考え方を覆すものではない。

# 二の(二)について

ITERに係る安全確保については、 「ITER最終設計報告書」 (平成十三年七月ITER理事会承

認 に載せられている事例についても参考の上、 トリチウムが環境中に放出される場合の影響等について

の評 価• 検討を行っているが、 放射性物質を除去又は低減する影響緩和施設の機能の維持等その具体的な

内容については、今後詳細に評価・検討することとしている。

## 二の(三)について

ITERに係る安全確保の具体的内容については、 航空機がITERの建屋に墜落又は激突した場合に

おける技術的な安全性の考慮も含めて、 ITERの立地場所の状況等に応じ、 今後詳細に評価 ・検討され

るものと考えている。

## 二の(四)について

日本原燃株式会社の再処理施設については、 原子炉等規制法等に基づく安全審査により、 技術的見地か

らは起こるとは考えられない事故の発生を仮想しても、 使用済燃料等による災害の防止上支障がない もの

であると確認したものであるため、 厳正に安全確保が図られているところであり、 ITERの候補地の検

討に当たっては、この点を考慮した。

地 可能性のある範囲を技術的見地から十分な余裕を持たせつつ、 域の範囲として定めるものであるが、 なお、 EPZは、 万一に備え、 原子力施設において異常事態が発生した場合を仮定し、 その目安を原子力安全委員会が示しているものである。 あらかじめ防災対策を重点的に充実すべき その影響の及ぶ

# 三の(一)について

く上回る大きな地震の発生する可能性は小さく、 に対する地盤安定性については、 能であることから、 ケ所村の ついて、 文部科学省においては、 地質構造及び過去の地震の発生状況等について評価を行ったところである。 調査地点では、 サイト条件における長期面圧を十分な裕度をもって充足できると判断される、 ①地盤の支持力については、 ITERサイト適地調査専門家会合を開催し、 支持地盤が第三紀岩盤であり、 付近に顕著な活断層も発見されていないことから、 第三紀岩盤 過去の地震記録に基づくと震度五を大き (鷹架層) ITER誘致候補地それぞれに に岩着支持や杭基礎支持が可 その結果、 青森県六 ② 地 想定 震

#### 二の(二)について

される地震動に対して地盤安定性は十分に確保できると判断される、

と評価している。

ITERから発生する低レベル放射性廃棄物の処分場については、 青森県は県内で当該放射性廃棄物の

処分を行うとしているが、その場所は現段階では未定である。

三の(三)について

ITERに係る安全確保の具体的内容については、 地震が発生した場合における技術的な安全性の考慮

も含めて、今後詳細に評価・検討されるものと考えている。

四の(一)について

長寿命核種を含む放射性廃棄物の処分費用については、 現在政府間において協議中である。

四の(二)について

約七千億円との額は、 平成十二年に行われた非公式政府間協議における考え方に基づき我が国にITE

Rを誘致する場合の試算であり、 実際のITER計画における費用負担は今後の政府間協議により決定す

る。

この試算には、 国が行うこととされているサイト整備に係る費用は含まれているが、 ITER施設まで

の送電線の整備に係る費用等ITERの誘致を希望した青森県が負担を提案した費用については含まれて

いない。

四の(三)について

ことがないよう、既存の施策の重点化、 基本計画」 I T E R 計 (平成十三年三月三十日閣議決定) 画については、 政府全体でその推進に取り組むとともに、 効率化を図り、 を踏まえつつ、 原子力分野の予算の範囲内で確保することとして 他の科学技術上の重要政策に影響を及ぼす 所要経費については、 「科学技術

五の(一)について

いる。

合には、 R 等の 核融合実験炉 な積立ても含め、 において「安全を確保することは技術的に可能と判断できる」とされていること及び放射性廃棄物 総合科学技術会議は、 計画について」 過程において費用負担や管理責任等が生じることを勘案した上で、 「安全性の確保と放射化物の処理について、周辺住民への説明や放射化物の処理費用の必要十分 (ITER) 十全に対応すること」に留意する必要があるとした。 (平成十四年五月二十九日総合科学技術会議決定) 「ITERの安全確保について」 計画について」 (平成十四年五月三十一日閣議了解) (平成十三年八月六日原子力安全委員会決定) において、 ITERの誘致に関する 「国際熱核融合実験炉 は、 ITERを誘致する場 これを踏まえたもの 「国際熱 (ITE の処理

である。

五の(二)について

ITER計画に関して不測の事態が生じた場合における費用の負担等については、 現在政府間において

協議中である。

五の(三)について

一の(二)についてで述べたとおり、ITERから発生する低レベル放射性廃棄物については、 R I

・研究所等廃棄物処理処分の基本的考え方について」等に示された方針に基づいて、現在の技術によって

適切に処分することができるものと考えている。